## 第26回滝沢市農業委員会総会会議録

- 1 日時 令和4年7月25日(月) 午前10時50分
- 2 場所 滝沢市役所防災庁舎 2階 201・202会議室
- 3 日程
  - 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
  - 日程第 2 会期の決定について
  - 日程第 3 業務報告について
  - 日程第 4 議案第 1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決 定について
  - 日程第 5 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決 定について
  - 日程第 6 議案第 3号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定につい て
  - 日程第 7 議案第 4号 農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について
  - 日程第 8 議案第 5号 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について
  - 日程第 9 議案第 6号 農業生産資材等高騰対策にかかる緊急要望書の決定に ついて
  - 日程第10 報告第 1号 第2回農地小委員会の報告について
  - 日程第11 報告第 2号 第3回農地小委員会の報告について
  - 日程第12 報告第 3号 第2回農政小委員会の報告について
  - 日程第13 報告第 4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務 報告について
  - 日程第14 報告第 5号 農地転用届出の確認事務報告について
- 4 出席委員 農業委員

推進委員

1番委員 駿河 信一 長嶺 敏彦

- 2番委員 太田 豊
- 3番委員 新田 義修
- 4番委員 佐藤 恵一郎
- 5番委員 武田 美紀
- 6番委員 髙橋 敏彦
- 7番委員 吉清水 秀明
- 8番委員 大森 泰英
- 9番委員 齊藤 新一
- 5 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局 事務局長 佐々木 澄子

w 主任主査 細川 直樹

ル 主 査 高橋 昂希

開会時刻 令和4年7月25日(月) 午前10時50分

議長 只今の出席農業委員は9名であります。定足数に達しておりますので 本総会は成立いたします。

なお、本日は推進委員1名が出席しています。

日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。 本案件につきましては、会議規則第11条の規定により当職よりご指 名することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。

議事録署名人につきましては、4番佐藤恵一郎委員と5番武田美紀委員を指名します。

書記には、事務局の細川主任主査と高橋主査を指名します。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日と することに決定いたしました。

日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第26回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和4年6月25日から令和4年7月25日までの報告となります。議案書2ページ及び3ページをご覧ください。

(第25回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告)

議長それでは議事に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請に対する 意見の決定についてを議題とします。

議長
暫時、休憩します。

(10時54分休憩)

(11時08分再開)

議長休憩前に引き続き、会議を再開します。

なお、事前にご説明しましたが、議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

事務局より説明させます。

細川主任主査

それでは、議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請に対する 意見の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は5 ページから7ページをご覧ください。

整理番号1番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載の とおりとなっております。申請地は農振農用地区域となっておりますが、 農地法の規定では農業振興地域整備計画の達成に支障がないと判断さ れる場合には、農振農用地区域の農地であっても3年以内の一時転用で あれば認められるとされております。また、営農型太陽光発電の制度で は、太陽光パネルの支柱の基礎部分等について一時転用許可が必要と規 定されており、その一時転用許可は再許可も可能とされております。た だし、許可にあたっては太陽光パネルの下部に当たる農地が適切に営農 されること等が条件とされており、申請にあたっては制度所定の営農計 画書が申請者より提出されており、当初の許可はこの内容等に基づきそ の可否を判断することとなります。その後は毎年の提出が義務付けられ ている状況報告書や農業委員会による現地確認等により営農状況が適 切ではない、あるいは太陽光パネルが適切な営農に支障を及ぼしている 等と判断される場合には、再許可はできない他、期間の途中であっても 指導等を経て許可を取り消すこと等もでき、その場合は一時転用である ことから許可期間が終了したものとして発電設備一式を撤去の上で農 地に復元することが必要となっており、これらの内容は許可条件として 付されることとなっております。なお、提出された営農計画書によりま すと、太陽光パネルの下部となる面積は1,935平方メートルで、そ こではミョウガを作付する予定ですが、この面積を3等分し、3期に分 けながら3年を目途に根分けをして作付面積を全体に拡大していく予 定としております。最後に、資金計画は全額自己資金によるものであり まして、金融機関からの残高証明により事業の確実性について確認して いるところです。

以上で補足説明を終わります。

議長

ここで関連がございますので、日程第10、報告第1号、第2回農地 小委員会の報告について、及び日程第11、報告第2号、第3回農地 小委員会の報告について、農地小委員会太田委員長より報告をお願い します。

太田委員長

農地小委員会委員長、太田豊です。それでは私の方から、まずは第2回農地小委員会の結果をご報告いたします。議案書は29ページをご覧ください。

7月11日に農地小委員会委員9名と事務局職員で営農型太陽光発電にかかる申請内容の確認について、及び農地パトロールにおけるドローンの活用方法について協議いたしました。

まず、営農型太陽光発電にかかる申請内容の確認についてですが、申請者より提出された営農計画書について営農型太陽光発電の制度上問題がないかどうか、国の示す確認項目に基づき協議を行いました。この中では、作付予定作物の栽培経験、収穫期の人員体制の不足等から営農に対する意欲や継続性、また、営農を中止した場合に太陽光発電

施設への転用だけになる可能性に対する疑問や懸念等の意見が出され ました。その結果、農地小委員会としては営農計画書に記載された内 容に対して問題がないと判断するまでには至りませんでした。このた め、後日改めて農地小委員会を開催して協議することといたしました。 なお、申請者に対しては今回の協議内容をお伝えするとともに、改め て協議するにあたり各委員より出された質問に対して回答をしてもら うよう依頼することといたしました。

次に、農地パトロールにおけるドローンの活用方法についてですが、 今年度については農林課に協力をいただき農林課所管のドローンを活 用して農地パトロールを行うことになりました。また、確認する農地 は令和3年までに確認した農地の中から選定し、ドローンで確認する 日程については、8月8日及び8月9日とすることにいたしました。

以上で第2回農地小委員会の報告といたします。

続いて、第3回農地小委員会の結果をご報告いたします。 議案書は3 1ページをご覧ください。

7月19日に農地小委員会委員9名と事務局職員で前回に引き続き 営農型太陽光発電にかかる申請内容の確認について協議いたしました。

協議に先立って申請者より前回の協議内容を受けて再検討し修正さ れた営農計画書及び転用事業計画書の提出があり、併せて各委員からの 質問に対する回答が示されたことから、この内容を基に営農計画書につ いて協議を行いました。その結果、農地小委員会としては、記載された 内容に対して特に問題は認められないとの結論に至りました。ただし、 毎年の状況報告書の内容を確認しながら適宜助言や指導等を行ってい く必要があるとの意見を付して総会に報告することといたしました。

以上で第3回農地小委員会の報告とさせていただきます。

議長 今回の現地調査は、吉清水秀明農業委員、長嶺敏彦推進委員、鈴木学 推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を吉清水農業委員にお願いします。

吉清水農業委員 7番、吉清水です。それでは私の方から議案第1号について、令和4 年7月14日に長嶺推進委員と鈴木推進委員の3名により現地調査を 実施いたしましたので報告いたします。

> 整理番号1番の申請地の位置は、滝沢第二小学校から北東へ約250 メートルのところにあります。周囲の状況は、東側は農地、西側、南側 及び北側は道路及び水路を挟み農地となっておりました。

> 以上について調査の結果、申請地は日照について支障はなく、被害防 除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

無ければ質疑を終了して採決に入ります。 議長

議長

議案第1号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の 挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長

日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する 意見の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

細川主任主査

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定 について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は9ページか ら11ページをご覧ください。

整理番号1番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は周囲が山林、ダム及び住宅地等により囲まれ、一団の他の農地とは分断された生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断されると考えられ、周辺の土地において代替性がないことを確認していることから農地転用目的の例外規定に基づきますと許可相当の意見になるものと見られます。また、資金計画は全額自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明により事業の確実性について確認しているところです。

以上で補足説明を終わります。

議長

本案件の現地調査報告を吉清水農業委員にお願いします。

吉清水農業委員 7番の吉清水です。それでは引き続き私の方から議案第2号について、 現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、滝沢駅より南東へ約900メートルのところにあります。まず、申請のあった2つの農地は水路を挟み南北に分かれていました。次に周囲の状況ですが、東側は四十四田ダムの用地、西側は水路及び道路を挟み農地、南側は水路を挟み農地、北側は水路を挟み原野となっておりました。

以上について調査の結果、申請地は日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の

挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長

日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決 定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

高橋主査

それでは私の方から議案第3号について補足説明させていただきます。議案書は13ページをご覧ください。

整理番号1番、2番の借受者は同じです。借受者の所有農地は、今回借り受ける農地の隣もしくは近辺にあり、結果的に集約化が図られたこととなります。

以上、議案第3号については、経営面積、従事日数など農業経営基盤 強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

本案件の現地調査報告を長嶺推進委員にお願いします。

長嶺推進委員

推進委員の長嶺です。それでは私の方から議案第3号について、ご報告申し上げます。

議案第3号の農地につきましては、いずれの現地も全体として広く農地として活用されていることが確認できました。

農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第3号の現地調査報告を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を 求めます。

(举手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農用地利用配分計画(案)に対する意見の決 定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

高橋主査 それでは議案第2号について補足説明いたします。議案書は16ページをご覧ください。

整理番号1番から3番は、個人で借りていた農地を自身が立ち上げた 法人で借りなおす案件となっております。なお、本法人は解除条件付 で借受する一般法人となっております。

以上、議案第4号は、経営面積、従事日数など別添意見書のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は、再配分に関わる案件のため省略します。

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を 求めます。

(举手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長
日程第8、議案第5号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定

についてを議題とします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第5号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について補 足説明いたします。案件は1件です。議案書は20ページ及び21ペー

ジをご覧ください。

整理番号1番は、航空写真等により調査したところ農地でなくなってから既に20年以上経過していることから、要領に基づき判断しますと証明することに問題はないものと考えられます。

以上で補足説明を終わります。

議長本案件の現地調査報告を長嶺推進委員にお願いします。

長嶺推進委員

推進委員の長嶺です。それでは私の方から議案第5号について、現地 調査を実施しましたので報告をいたします。

整理番号1番の申請地の位置は、滝沢駅より南東へ約620メートルのところにあります。周囲の状況ですが、東側は宅地、西側は農地、南側は水路を挟み山林、北側は道路を挟み宅地になっており、現地は西側の農地とはコンクリート擁壁により高低差が出来て分断されており、同じ高さにある東側の宅地と一体的に使用されていました。

以上について調査の結果、申請地は耕作されておらず、既に農地性はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を 求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第9、議案第6号、農業生産資材等高騰対策にかかる緊急要望書 の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

細川主任主査

それでは、議案第6号、農業生産資材等高騰対策にかかる緊急要望書の決定についてを説明させていただきます。議案書は23ページから27ページまでをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上で議案第6号の説明を終わります。

議長

ここで関連がございますので、日程第12、報告第3号、第2回農政 小委員会の報告について、農政小委員会吉清水委員長より報告をお願 いします。

吉清水委員長

農政小委員会委員長の吉清水です。それでは私の方から、第2回農政小委員会の顛末についてご報告いたします。議案書は33ページをご覧ください。

第2回農政小委員会は、7月14日に農政小委員会委員9名により、 農業生産資材等高騰対策緊急要望について協議を行いました。

こちらは事務局から説明がありましたように、農業委員及び推進委員 から提出のあった提案や意見等を取りまとめ、事務局が作成した要望 書の草案を基に検討した結果、草案に修正を加えたものを要望書案と して総会に提案することを決定いたしました。また、市長への提出は この総会終了後、会長、会長職務代理者、農地及び農政小委員会の各 委員長の計4名により行うことで調整することを決定いたしました。 以上で報告を終わります。

これより質疑に入ります。 議長

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

> 議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を 求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。 議長

よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

日程第13、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出 の確認事務報告について、及び日程第14、報告第5号、農地転用届 出の確認事務報告につきましては、お手元の議案書34ページからの

とおりとなっておりますのでご確認をお願いします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。 議長 これをもって、第26回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和4年7月25日(月) 午前11時37分

議長

会議録署名人 4番委員

会議録署名人 5番委員

これは原本である。

令和4年7月25日

淹沢市農業委員会会長 齊藤 新一